



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 88 (2018年4月26日発行)

皆様こんにちは。ソンクラーン休暇も終わり、ようやく新年度がスタートしたように感じるこの頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

この時期は新たにタイに着任された方も多いことから、今月のタイ国法律情報は、『**タイ国の税制度**』についてお伝え致します。新たにタイに着任された方には、まずタイ国の税制度についての概要を知って頂くきっかけになれば幸いです。また、既に在タイが長い方も今一度ご自身の身の回りの税制度について振り返ってみるのはいかがでしょうか。

タイ国の税制度

日本人社員のお給料に係る税金の処理などについては、タイ人経理担当者がすべて手続きを行う会社がほとんどであるため、あまり気に留めていないかもしれませんが、日本の税制とは異なる制度が多く存在します。今回は簡単に税の種類について下記でご紹介いたします。

VAT(付加価値税)

日本でいう消費税のようなもので、タイは現行7%で内税式です。買い物の際のレシートをよく見ると確認できます。この税は物やサービスの消費者(個人・法人)に掛かる税です。代金を受け取った販売者が責任をもって納税します(買い手が負担、売り手が納税)。申告フォーマットは PPT 30(Por Por 30)を使用して申告します。

With Holding Tax(源泉徴収)

給料、報酬、利子、配当、使用料などの支払い者(利用者)が、それらを支払う際に所得税等の税金を差し引いて国へ納税するものです。代金受取者に対する納税であり、代金は支払い側が納税します(売り手が負担、買い手が納税)。運送費 2% サービス業 3% レンタル品 5%と種類によって税率が異なります。使用するフォーマットは個人の場合 PPT 3(Por Ngor Dor 3)、法人の場合 PPT 53(Por Ngor Dor 3)を使用します。

Income Tax (所得税)

所得に対する納付義務です。給料をもらっている皆さんの年間所得金額により税率が異なります。

課税所得	税率
0-150,000	免税 (0)
150,001-300,000	5%
300,001-500,000	10%
500,001-750,000	15%
750,001-1,000,000	20%
1,000,001-2,000,000	25%
2,000,001-5,000,000	30%
5,000,001-	35%

毎月会社がまとめて申請します。その際のフォーマットは ၂၅၂၁1:(Por Ngor Dor 1)を使用します。そして、年に1度3月に個人所得の納税として ၂၅၂၁ 91(Por Ngor Dor 91)を使用し、社員それぞれでの申告となります。

日本で自営業の方が行う青色申告のようなものもタイにも存在します。もちろん年収の最終合計によって追徴課税や還付金があります。

Social Security Fund(社会保険)

会社側 5% 社員 5% の税率ですが、最大で 750THB (+会社負担 750THB=1,500THB)です。皆さんの給料明細から 750 バーツ引かれているのはこれに当たります。同額を会社側も負担します。また、会社理由で失業した場合、雇用保険も受け取ることが可能です。(給料の額により受け取れる額が異なります)。

Corporate Income Tax(法人税)

政府の政策や、BOI 企業向けなど様々な恩典や支払い義務があり経理の方でないと通常はあまり馴染みがないかもしれません。၂၅၂ 36(Por Por 36)や ၂၅၂ 30(Por Por 30)のフォーマットは法人税の申告フォーマットです。Por Por 36 は 海外送金に対する税金 7% であり、Por Por 30 は売上備品購入などに対する税 7% を毎月 15 日までに納付します。延滞すると罰金制度があります。

また、၂၅၂၅1(Por Ngor Dor 51)は 6 か月間、 ၂၅၂၅0(Por Ngor Dor 50) は 1 年間の利益に対する税です。年に 2 回納付義務があります。詳細については変更の都度政府から告示されます。

ショッピング減税

毎年1月を過ぎると経理担当者から、個人でタイの保険に入ってませんか？LTF(投資信託)買っていないですか？などと聞かれたりしたことはないでしょうか。ここ最近政府が減税対策として奨励している「ショッピング減税」というものもあります。景気刺激策として行われているもので、毎年、国の政策により決定されますが、昨年度は最大 15,000 バーツまで可能でした。今年も同じ額あるいは高い金額になるかもしれません。皆様も注意して見ていただければと思わぬ節税ができるかもしれません。タイ人スタッフに聞いてみるのも方法です。

この他にもあるのですが、また別の機会にご紹介します。

~~~~~

### 【お断り】

各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。



4 月と聞くと何をイメージされますか？日本ではやはり桜、タイはソンクラーン（水かけ祭り）でしょうか。毎日暑い日が続きますが、室内との温度差が激しい為、体調管理には十分気を付けたいものですね。

TJ Prannarai では新たに中国語の翻訳サービスを開始しました。中国語⇄英語、中国語⇄タイ語の翻訳が可能です。お問合せお待ちしております。

また 5 月から全 3 回に渡り、泰日経済技術振興協会（ソーソー）で『事例・判例から学ぶタイ国労働関連法セミナー』も開催されます。お問合わせやお申込は、泰日経済技術振興協会・研修部 笹島（ささじま）様（e-mail:japanese.course@tpa.or.th）までお願いいたします。

**【発行者】**

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

~~~~~

★ご好評頂いている“**エッセイ**”が、**タイ語・日本語の2言語でダウンロード**できるようになりました。

ダウンロードはこちらから→ <http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/essayjpn.html>

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。
次回は、2018 年 5 月 18 日（木） です

☆☆

これからもお客様に便利なサービスをご提供できるよう進歩し続けて参ります。
 いつでもご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。
 皆様からのご依頼をお待ちしております。

TJ Prannarai (TEL: 0-2712-3199 E-mail: jpntrans@tjprannarai.co.th)

タイで成功するためには必携

新刊



タイ国 ビジネス法規集(2018年度・最新版)

日本人が知るべき**基礎的**な**法律**を1冊に**集約**

- 【収録法令】
- 外国人就労管理 緊急勅令
- 会社法
- 公開株式会社法
- 工場法

指差して日タイ相互理解が可能

日本語-タイ語 対訳



タイ国 労働法 (2017年度・最新版)

知っている、知らないとでは**裁判**になってからでは**遅い**

- 【収録法令】
- 労働関係法
- 労働災害補償金法
- 労働者保護法
- 労働裁判所設置・労働訴訟法

タイ国 国税法 (2016年度・最新版)

新たな法改正を収録した最新版

- 【収録法令】
- 付加価値税(VAT)
- 所得税
- 事業税



「タイ国 労働判例集1(130選)」

- 実際に発生した**労働訴訟**を**14ケース**に分類して収録。
(日本語のみ)

タイ国 業務安全・衛生・環境法、危険物法

安全・環境・危険物 **これ1冊でOK**

- 【収録法令】
- 危険物法
- 業務安全・衛生・環境法
- 危険有害物質の安全・衛生関連規定



TJプランナライリクルートメント株式会社

TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21Fl. 65 Soi Sukhumvit 42, Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand

TEL: 0-2712-3199 Fax 0-2712-3201 Email: jpntrans@tjprannarai.co.th

書籍購入申込書

労働三法、労災補償法の4つの労働関連法に法律用語集を加えた 「タイ国 労働法(2017年度・最新版)」価格:1,100 THB	<input type="checkbox"/> ____冊 (007)
タイビジネスに関する主要な法律を網羅した1冊 「タイ国 ビジネス法規集(2018年度・最新版)」価格:1,500 THB	<input type="checkbox"/> ____冊 (008)
所得税・VATなどの実務において必要とされる国税法を収録 「タイ国 国税法(2016年度・最新版)」価格:1,500 THB	<input type="checkbox"/> ____冊 (006)
安全・環境・危険物 関連の法律を網羅した1冊 「業務安全・衛生・環境法/危険物法」価格:1,600 THB	<input type="checkbox"/> ____冊
実際に発生した労働訴訟を14ケースに分類して収録 「タイ国 労働判例集1(130選)」価格:2,300 THB	<input type="checkbox"/> ____冊

ご購入は下記項目をご記入の上、FAX または E-mail にてご送信ください。

To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

Email: jpntrans@tjprannarai.co.th

____年 月 日

ご芳名 :	
Name (English) :	
会社名 (英語でご記入ください) :	
お届け先 (ご住所) :	
Tel :	Fax :
Email :	

※お申込書受領後、Eメールにてお支払い方法をご案内申し上げます。
※送料は別途発生いたします。(タイ国内 100THB～。国外 600THB～)



日本人経営者・管理者対象

事例・判例から学ぶ タイ労働関連法

「タイの労働法って日本と何が違うの？」
「どうやったら従業員に気持ちよく働いてもらえるの？」

在タイ日本人の皆様が、実際の業務で直面する労務・人事関連の問題を採り上げ、数多くの事例・判例と法律、また日本との違いを照らし合わせながら、**全3回**に渡りじっくり学びます。
問題に対処する正しい知識を身に付け、雇用者と従業員のより良い関係を築き、日タイ間のビジネスが円滑になることが目的です。

1. 各回 定員15名程度
の少人数制

2. 受講者同志の事例もシェアー

3. 一緒に考えながら学び
自身で問題に対処する方法を身に付ける

第1回 2018年5月10日(木) 就業規則を見直そう

コースコード：A18KA001J

1. タイ国・労働法の位置付けと概要
2. 就業規則と労働者保護法の関連
3. 事例・判例から学ぶ注意点

第2回 2018年6月7日(木)

労使間の契約書と労使紛争

コースコード：A18KA002J

1. 従業員と会社が変わる契約関連書類について学ぶ
2. 労使紛争へ発展するステップ
3. 事例・判例

【場所】

会場：泰日経済技術振興協会
パタナカーン ソイ18

【時間】

13：30～16：30

第3回 2018年7月5日(木)

解雇のトラブル 事例・判例

コースコード：A18KA003J

1. 整理解雇の考え(日タイの差異)
2. ケーススタディー(事例・判例)
3. 受講者のケースをシェアー

【講師紹介】

前田 千文
代表取締役

TJ Prannarai Communication/
TJ Prannarai Recruitment

2001年の設立より、専門知識を必要とする(法律関連等)翻訳・出版や、国際会議にも対応する通訳の派遣に携わる。

タイの様々な労務問題を数多く知るにつれ、日本の法知識の必要性を感じ、日本の大学で法律学を学ぶ。在タイ20年の今年度は、「タイ国の外国企業における労務管理の課題と対応」というテーマで、大学院でさらに研究中。

タイ日間の相互の発展と理解に貢献することを自身のモットーとしている。

【ご受講料金】

初回受講料金：

会員の方：3,200 + VAT 7% 224 = 3,424 THB
一般の方：3,600 + VAT 7% 252 = 3,852 THB

* 上記受講料金には教材費(タイ労働三法
日・タイ対訳)が含まれております。

2回目以降受講料金：

会員の方：2,200 + VAT 7% 154 = 2,354 THB
一般の方：2,600 + VAT 7% 182 = 2,782 THB

【お申込み・お問い合わせ先】

泰日経済技術振興協会 研修部担当(日本語)：笹嶋

Tel: 02-717-3000-29 ext. 754

E-mail: japanese.course@tpa.or.th

*下記ウェブサイトからも直接お申し込みいただけます。
<http://www.tpif.or.th/2012/eay/JapanCourse.php>

